

議員提出議案第1号

富山県こどもまんなか社会を実現するためのこどもの権利に関する
条例制定の件に係る附帯決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提案理由を付け提出します。

令和8年3月23日

富山県議会議長 武 田 慎 一 殿

提出者 富山県議会厚生環境委員会
委員長 藤 井 大 輔

富山県こどもまんなか社会を実現するためのこどもの権利に
関する条例制定の件に係る附帯決議

ネットやA Iの劇的な進化など、こどもを取り巻く社会情勢や生活環境は急速に変化している。本条例を、常に実効性を持ち、真にこどもの権利擁護と健やかな成長に寄与するものとするため、県として、施行後2年を目途に、その施行状況について検証を行うこと。

また、その後も、新設される「こども支援委員会」の活用や、こども自身の意見聴取等のプロセスを踏まえ、知事の責任の下、必要があると認めるときは、条例内容の見直しを含めた所要の措置を講ずること。

以上、決議する。

令和8年3月23日

富山県議会

提 案 理 由

ネットやA Iの劇的な進化など、子どもを取り巻く社会情勢や生活環境は急速に変化している。本条例を、常に実効性を持ち、真に子どもの権利擁護と健やかな成長に寄与するものとするため、県として、施行後2年を目途に、その施行状況について検証を行うこと。

また、その後も、新設される「子ども支援委員会」の活用や、子ども自身の意見聴取等のプロセスを踏まえ、知事の責任の下、必要があると認めるときは、条例内容の見直しを含めた所要の措置を講ずることを求めるものである。